

北上地区消防組合本部訓令第3号

消防機関

北上地区消防組合火災予防違反処理規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

北上地区消防組合消防本部
消防長 鈴木和夫

北上地区消防組合火災予防違反処理規程を廃止する訓令

北上地区消防組合火災予防違反処理規程（平成15年消防本部訓令第2号）は、
廃止する。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。